

2023年11月8日

寒川町議会

議長 天利 薫 殿

団体名 神奈川県医療労働組合連合会

代表者名 執行委員長 古岡孝広

住所

電話

FAX

## 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情

### 【陳情趣旨】

県民（市民）のいのちと健康をまもるために日夜を問わざご奮闘いただいていることに敬意を表します。介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させています。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年から新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

### 【陳情項目】

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
2. 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
4. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

以上

# 介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書（モデル案）

介護保険制度は施行23年が経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっております、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍と物価高騰はこうした事態をいっそう加速させております。

政府が当初提案したケアプランの有料化、要介護1、2のサービスの保険給付外し（総合事業への移行）などの抜本改悪案は、反対世論の広がりの中で先送りさせることができました。しかし政府は、利用料2割負担の対象拡大、一定の所得以上の高齢者への保険料引き上げについて引き続き検討し、2023年末までに結論を出すとしています。利用者・事業者双方に新たな負担を押しつけるものであり、断じて認めることはできません。

介護従事者の処遇改善は待ったなしの課題です。昨年から新たな処遇改善が開始されていますが、全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準です。

制度の改悪をやめ、憲法25条に基づいた「介護の社会化」の実現に向けて、行き届いた介護を実現するためには、社会保障費を大幅に増やし、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図ることが何よりも必要です。

私たちは、介護保険制度の改善、介護従事者の処遇改善を求めて下記の事項について国に要望します。

## 記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費の負担軽減、サービスの拡充など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと
2. 利用料2割負担の対象者の拡大、要介護1、2の保険給付はずし（総合事業への移行）など、介護保険の利用に新たな困難をもたらす見直しを実施しないこと
3. 介護報酬を大幅に引き上げること。その際はサービスの利用に支障が生じないよう、利用料負担の軽減などの対策を講じること
4. 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、1人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

202 年 月 日

○○○○○議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣